

ご使用前に必ずお読みください

ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体（以下「共同企業体」といいます）は、ALOS-2 製品等をお客様に提供するにあたり、下記「ALOS-2 製品使用許諾条件書」（以下「本使用条件書」といいます）に同意いただくことをご使用の条件とさせていただきます。

特に明示された意思表示がない場合でも、ALOS-2 製品等の使用（ダウンロード、インストール等その他の行為を含みますがこれに限定されません）を開始した時点で、本契約に同意したものとみなします。必ずご使用の前に下記契約書をお読みください。本契約に同意いただけない場合には、お客様は ALOS-2 製品等を使用することはできません。

ALOS-2 製品使用許諾条件書

第1条 定義

1.本使用条件書における用語の定義は以下に定める。

- (1) 「共同企業体」とは、ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体を構成する主販売事業者である株式会社パスコ及び共同販売事業者である一般財団法人リモート・センシング技術センターをいう。
- (2) 「ALOS-2 製品」とは、共同企業体から提供される標準データ及び付加価値製品をいう。
- (3) 「標準データ」とは、共同企業体から提供される ALOS-2 搭載 L バンド合成開口レーダ (PALSAR-2) により取得後処理されたデータで、レベル 1.1, 1.5, 2.1, 3.1 のデータをいう。
- (4) 「付加価値製品」とは、標準データを改変したデータのうち、①データ処理を施したデータであって標準データのピクセル構造を保持しており、標準データに復元可能なもの、及び②データ処理を施したデータでかつ標準データのピクセル構造を保持せず標準データに復元不可能なもののうち、高次付加価値製品に該当しないものをいう（標準データの印刷物を含む）
- (5) 「高次付加価値製品」とは、標準データ又は付加価値製品に高度なデータ処理を施し改変した製品であって、標準データ又は付加価値製品に復元不可能なものをいう。高度なデータ処理とは、データ解析又は複数衛星データの組み合わせ、外部情報に基づく画像処理、物理変換等を含む。
- (6) 「エンドユーザ」とは、共同企業体又はその代理店から ALOS-2 製品又は共同事業体が作成した高次付加価値製品の提供を受け、本使用条件書を受諾した自然人又は法人をいう。エンドユーザの単一性に関わる定義はエンドユーザが日本国内の場合は以下の定めによる。

①中央省庁

本省（府）の内部部局（国家行政組織法第7条）をそれぞれ一組織とする。庁等の各部局（同法第3条第3項）、各施設等機関（同法第8条の2）、各特別の機関（同法第8条の3）、地方整備局等の地方支分部局（同法第9条）、各独立行政法人、各国立学校等はそれぞれ一組織とする。

②都道府県、市区町村、都道府県警察、消防、教育委員会等

- (i) 都道府県、市区町村をそれぞれ一組織とする。
- (ii) 都道府県、市区町村における1つのプロジェクトが複数の組織にわたる場合は、限定された目的のデータ利用に限り、所掌の支庁・地方事務所・支所・出張所（地方自治法第155条第1項）その他の下部組織を共同企業体の裁量により(i)の一組織に含むことができる。
- (iii) 都道府県警察、消防等の場合は、各警察、各消防を一組織とする。
- (iv) 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会はそれぞれ一組織とする。この場合、当該委員会所掌に係る公立学校等を共同企業体の裁量により含むことができる。

③法人

- (i) 同一法人内を一組織とする。子会社、関連会社、海外支店などは別組織とする。
- (ii) 各学校等がエンドユーザの場合は、それぞれを一組織とする。

④自然人

第2条 許諾内容

1.共同企業体は、エンドユーザに対し、以下に定める ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品の利用を許諾する。

(1)同一組織内における内部利用

エンドユーザは、提供された ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品を内部利用することができる。また、エンドユーザは、内部利用するために、ALOS-2 製品及び共同企業体が作成した高次付加価値製品を改変することができる。尚、エンドユーザは、ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品の改変等を第三者に委託することができる。この場合、エンドユーザは当該第三者に対して、本使用条件書の定めを遵守させるものとする。

(2)外部利用

エンドユーザは、ALOS-2 製品を次の場合に限り外部利用できるものとする。

- ① 研究論文その他の文書などの挿絵としての利用。
- ② 紙媒体に出力し作成したポスター、カレンダー、パンフレット等で無償配布の利用。
- ③ 最大 1280×1024 ピクセルの JPEG 方式相当での、インターネットの HP 上での掲載。

(3)エンドユーザが作成した高次付加価値製品の外部利用

エンドユーザは、標準データあるいは付加価値製品を元に、自らが高次付加価値製品を作成した場合、有償・無償を問わず第三者に提供（販売、譲渡、貸出、再利用許諾、及び公表を含む。）することができる。また、エンドユーザは、1つの標準データ又は付加価値製品から複数の高次付加価値製品を提供することができる。

- 2.前項(3)項により第三者に配布する場合、当該第三者に対し、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が原初データの提供者である旨の表示を行わせなければならない。
- 3.本邦政府、アジア開発銀行、世界銀行における ODA による一つのプロジェクトが複数国、複数機関にわたる場合は、限定された目的のデータ利用に限り、ライセンスを受ける当事者の範囲を、都度、共同企業体との協議により定めるものとする。

第3条 禁止事項

エンドユーザは、ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品を平和目的以外に利用してはならない。また、エンドユーザは、書面により別途共同企業体から許諾を受けた場合を除き、以下の利用を行ってはならない。

- ① ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品の複製。但し、バックアップ目的のための複製を除く。
- ② ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品の第三者への提供。但し、第 2 条第 1 項で明示されている場合を除く。
- ③ ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品のインターネットに公開するなどの公衆送信。
- ④ ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品に含まれる著作権表示の変更又は削除。

第4条 知的財産権と著作権表示

- 1.ALOS-2 製品の著作権その他一切の知的財産権は、JAXA に帰属する。
- 2.本使用条件書の条件に定める範囲において ALOS-2 製品又は共同事業体が作成した高次付加価値製品を公表又は第三者に提供する場合は、著作権表示等を行わなければならない。
著作権表示等の例を以下に示す。

<p>ALOS-2 製品 (標準データ等から作成された画像製品及びテレビ、ビデオ、映画等での映像を含む。) 著作権者／配布者を表示</p>	<p>著作権：宇宙航空研究開発機構 著作権：JAXA ©JAXA：ALL RIGHTS RESERVED ©JAXA</p> <p>配布：ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体 衛星データ配布：ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体 “Distributed by ALOS-2 Operation and Data Distribution Consortium”</p>
<p>共同事業体が作成した高次付加価値製品</p>	<p>©ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体 原初データ 宇宙航空研究開発機構 ©ALOS-2 運用・観測データ一般配布共同企業体 原初データ提供者 宇宙航空研究開発機構</p> <p>“©ALOS-2 Data Distribution Consortium, Original Data provided by JAXA”</p>

<p>エンドユーザが作成した高次付加価値製品</p>	<p>原初データ提供：JAXA 原初データ提供者：宇宙航空研究開発機構 Original data provided by JAXA”</p>
----------------------------	---

第5条 非保証

1. JAXA 及び共同企業体は、ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品に欠落、バグ等がないこと及び品質については一切保証しない。また、ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品の有益性や ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品がエンドユーザの目的と適合することを保証しない。
2. JAXA 及び共同企業体は、エンドユーザが ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品を使用することにより生じた、エンドユーザ又は第三者に生じた損害について責任を負わない。当該損害には、直接損害、間接損害、逸失利益、拡大損害を含むがそれに限定されない。
3. JAXA 及び共同企業体は、不可抗力又は当事者が支配できないその他一切の原因による債務の遅延又は不履行に対し責を負わないものとする。
4. 本使用条件書により生じる共同企業体の責任は、ALOS-2 製品及び共同事業体が作成した高次付加価値製品についてエンドユーザが実際に支払った金額を上限とする。

第6条 契約の変更

共同企業体は、自らが必要と認める場合は本使用条件書を変更することがある。この場合には、変更後の本使用条件書が適用される。共同企業体は、本使用条件書の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、共同企業体の指定するホームページ等に掲載できるものとする。

第7条 準拠法

1. 本使用条件書の準拠法は日本法とする。
2. 本使用条件書に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8条 疑義の確認

エンドユーザは、本使用条件書に疑義のあるときには、事前に書面により共同企業体に確認のうえ、共同企業体の指示に従うものとする。